

大総務第 39 号
令和 3 年 7 月 13 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センターによる令和 2 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び同条第 4 項に規定する当該経営評価の審査の結果について、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和2年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪国際平和センター	所管所属名	教育委員会事務局
-----	-----------------	-------	----------

中期目標	中期目標期間	令和2年4月1日から令和7年3月までの5年間
	中期目標期間、大阪市内に居住する小中学生をはじめとする多くの市民に、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育む機会が提供されている状態。	

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	平和寄付金収入の確保				
	目標値	R2目標	R3目標	R4目標	R5目標	R6(最終)目標
		655千円	636千円	1,155千円	1,155千円	1,155千円
	実績値	H30実績	R1実績		R2実績	目標達成率
		1,302千円	1,059千円		619千円	94.5%
	中期計画に対する進捗状況	イ	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」			
	指標Ⅱ	入場者1人あたりの事業費の抑制				
	目標値	R2目標	R3目標	R4目標	R5目標	R6(最終)目標
		3,889円	3,161円	1,260円	1,250円	1,250円
	実績値	H30実績	R1実績		R2実績	目標達成率
1,213円		1,296円		3,198円	121.6%	
中期計画に対する進捗状況	ア	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」				

外郭団体の自己評価	当該事業年度の達成状況について	指標1について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が想定より大きく、一般来館者の減少や平和祈念事業の中止などにより目標額を若干下回ることとなった。また、例年は個人の篤志家からの大口寄付(10万円以上)もあるが、令和2年度はなかったことも影響した。指標2については、運営コストの抑制と入館者数の目標値達成により、1人あたりの事業費の目標をクリアすることができた。
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について	平和寄付金は当財団の企画事業や特別展の原資となるものであり、次年度以降、これらの機会により広く寄付を呼びかけていく。また、寄付金が税の優遇措置となることも引き続きPRしていく。

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況により臨時休館やイベント中止、入館者制限を行わざるを得ず、平和寄付金収入に大きく影響を及ぼすこととなった。不確定要素が多い中、財団が立てた目標値を下回ることとなったのは、やむを得ない面もあると思われるが、今後は、財団の企画事業等の安定的な財源となるよう、広く寄付を呼びかけ、収入を確保してもらいたい。
--------	---------------------------------------	---

市の審査	指標の達成状況	審査結果
	b a: 指標全部達成 b: 指標一部未達成 c: 指標全部未達成	令和2年度は新型コロナ感染症の影響により、企画事業が一部中止される、大口の寄付金がないなどで、目標通りの寄付金額を集めることができないことは致し方ない。また、目標である16,160人よりも多い22,483人の入場者数があったので、1人あたりの事業費を抑えることができた。以上のことより自己評価は妥当と考える。

当該事業年度の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し目標を下方修正してはいるが、入館者数目標を達成するほか、電気料金や展示品点検契約の見直しなど経常経費の圧縮に努め、入場者1人あたりの事業費の抑制を行うことができ、また、平和寄付金も目標に近い実績を残しており、厳しい状況下であったが、堅実に財務運営に努めたものと評価できる。新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかは不明であるが、制約のある中でも可能な限りPR等の取組を進め、目標達成を図られたい。
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)	